

デジタル課税第 1 の柱 利益 B に関する追加ガイダンスの公表 (移転価格に係る簡素・合理化アプローチ)

June 2024

In brief

2024 年 6 月 17 日、経済協力開発機構(OECD)は、第 1 の柱／利益 B に関する追加ガイダンス(以下、本追加ガイダンス)を公表しました¹。

第 1 の柱／利益 B については、特にキャパシティの低い国(Low-capacity countries)のニーズに焦点を当てつつ、基礎的なマーケティング・販売活動(Baseline marketing and distribution activities)について独立企業間原則(Arm's Length Price:以下、ALP 原則)の簡素・合理化されたアプローチを提供するものとして、包摂的枠組み(Inclusive Framework:以下、IF)において議論が進められてきました。

本追加ガイダンスでは、本年 2 月に公表された利益 B(簡素化・合理化アプローチ)に関する報告書(以下、最終報告書)において合意されていなかった最終報告書第 5.2 項及び第 5.3 項に係る適格国に関する定義及びリスト、並びに利益 B に係る IF 加盟国の政治的コミットメントの対象となる国の定義及びリストについて、IF のコンセンサスを反映したものとして公表されています。

簡素化・合理化アプローチの枠組みは、適用対象となる販売事業者の利益水準を適切に決定するため、Pricing Matrix の適用、販管費のクロスチェック、及び特定国においてデータが入手できないまたは不十分な場合に対処する仕組みを含む段階的アプローチを探っており、今回公表された最終報告書第 5.2 項及び第 5.3 項に係る適格国は、販管費クロスチェック及びデータ入手可能性に対処するメカニズムに関する適格国の定義及びリストとなります。

また、最終報告書において簡素化・合理化アプローチは各国の選択適用とされたため、簡素化・合理化アプローチの下での適用結果は、対象取引の相手国に対して拘束力を有しないものの、IF 加盟国の政治的コミットメントとして、特定の国(「対象国」Covered jurisdiction)について、当該国による簡素化・合理化アプローチの適用結果を尊重し、二国間租税条約が有効である場合には二重課税排除のためにあらゆる合理的措置を講ずることにコミットしています。

なお、最終報告書において合意されていなかった課題として、簡素化・合理化アプローチの判断基準に係る各国が選択可能な追加的オプションとしての定性的基準に関する論点については、今回の追加ガイダンスでは公表されておらず、2024 年 5 月 30 日の IF 共同議長による声明に示されているとおり、利益 B の枠組みを含む第 1 の柱のパッケージに関する更なる作業が継続しているとしています。

本ニュースレターでは、本追加ガイダンスの概要について解説します。

¹ <https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-q20-inclusive-framework-on-beps-taking-further-steps-on-the-implementation-of-the-two-pillar-solution.htm>

In detail

1. 簡素化・合理化アプローチ第 5.2 項及び第 5.3 項に係る適格国に関する定義について

簡素・合理化アプローチの対象取引については、取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method:以下、TNMM)に基づき利益水準が算定されます。TNMM の適用に際しては、OECD により開発されたグローバルの基礎的マーケティング・販売活動に従事する比較対象法人から構成される Global dataset を基礎とした Pricing Matrix に基づき、検証対象企業の産業グループ及び OAS(売上高営業資産比率)・OES(売上高販管費比率)に応じた利益水準が決定されます。

5.2 適格国及び 5.3 適格国のリストは、本ニュースレターの P4 以降の追加ガイダンスの参考訳をご参照ください。

第 5.2 項(販管費クロスチェック)に係る適格国の定義

Pricing Matrix に基づく利益水準の決定に際しては、営業費用集約度に伴う機能的貢献に対して適切な利益水準を付与する観点から、販管費利益率による補完検証を行い、検証対象企業の販管費利益率が一定の上限値及び下限値から構成されるレンジから外れた場合、当該販管費利益率がレンジのエッジになるまで検証対象企業の営業利益を調整することとされています。

具体的には、下記に掲げた 'Table 5.2. Operating expense cap-and-collar range' に基づき、検証対象企業の販管費利益率が、Table 5.2.に示された OAS に応じた販管費利益率の上限値及び下限値から構成されるレンジから外れた場合、当該販管費利益率がレンジのエッジになるまで検証対象企業の営業利益を調整することとされています。

Table 5.2. Operating expense cap-and-collar range

機能集約度	標準上限値	5.2適格国向け代替上限値	下限値
[A]	70%	80%	10%
[B]また(は)[C]	60%	70%	
[D]また(は)[E]	40%	45%	

出典: OECD, 'Pillar One – Amount B', p29

今回公表された第 5.2 項(販管費クロスチェック)に係る適格国の定義については、上記 Table 5.2 における「5.2 適格国向け代替上限値」として、「標準上限値」に比して高い販管費利益率を適用する国の定義を意味します。

本追加ガイダンスでは、第 5.2 項に係る適格国の定義について、最新の「世界銀行グループによる所得水準別国分類」に基づき、世界銀行グループにより低所得、低中所得、高中所得に分類される国・地域を指すとしています²。

第 5.3 項(データ入手可能性に対処するメカニズム)に係る適格国の定義

Pricing matrix の基礎となった Global dataset にデータが含まれていない、又は不十分な特定の国・地域については、「ソブリン信用格付け(Sovereign credit rating)」に基づく調整メカニズムが適用されます。具体的には、検証対象企業の売上高営業資産比率に対して、検証対象企業が所在する国の「ソブリン信用格付け」に応じた調整

² 「適格国」のリストは、OECD のウェブサイトで公表され、5 年ごとにアップデートされる。

率(Net risk adjustment)を乗じることにより、算定された数値を Pricing Matrix による ROS(Return on Sales)に加えるとされています。

今回公表された第 5.3 項(データ入手可能性に対処するメカニズム)に係る適格国の定義については、「ソブリン信用格付け」に基づく調整メカニズムが適用される国として、以下の要件を充足する国として定義されています³。

- 公認の独立信用格付機関から BBB⁺(または同等)以下の長期ソブリン信用格付けが公表されており、かつ
- Global dataset に含まれる比較対象企業が 5 社未満

2. 利益 B に関する IF の政治的コミットメントの対象国の定義について

最終報告書においては、簡素化・合理化アプローチを導入する国がキャパシティの低い国々である場合には、IF 加盟国は、当該国の国内法及び行政慣行に従い、当該簡素化・合理化アプローチに基づく決定された結果を尊重し、二国間租税条約が有効である場合には、二重課税排除のためにあらゆる合理的措置を講ずることについてコミットするとしています。

今回の声明では、「(利益 B) 対象国(Covered jurisdiction)」として中立的な用語が用いられ、利益 B に係る政治的コミットメントの対象となる国の定義及びリストが公表されました⁴。これは、利益 B に係る政治的コミットメントが、2024 年 3 月までに利益 B を適用する意思を表明した OECD または G20 加盟国である低中所得国⁵まで拡大されたことを受けたものとしています⁶。

利益 B 対象国のリストは、本ニュースレターの P4 以降の追加ガイダンスの参考訳をご参照ください。

利益 B 対象国のリストは 5 年ごとに見直され、最新の世界銀行の分類に基づき、対象国が低中所得国に分類されている否かを検証するとしています。また、IF 政治的コミットメントの最初の 5 年間は、2025 年 1 月 1 日(利益 B が発効する最も早い日)から 2029 年 12 月 31 日までとしています。

また、利益 B 対象国のリストは、利益 B 対象国が簡素化・合理化アプローチを適用する義務がある、あるいは適用することを意味するものではないとされていることに留意が必要です。

The takeaway

今回の利益 B に係る追加ガイダンスでは、最終報告書において合意に至っていなかった Pricing Matrix 適用に係る適格国及び IF 政治的コミットメントの利益 B 対象国の定義及びリストについて公表されました。IF 政治的コミットメントの対象国については、「(利益 B) 対象国(Covered jurisdiction)」として中立的な用語を使用し、利益 B を適用する意思を表明した OECD または G20 加盟国である低中所得国まで対象を拡大しています。

本追加ガイダンスにおいて、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカの 5 國が利益 B の適用の意思を表明したことが明らかになるなど、政治的・経済的に重要な新興国における導入の動向に関する進展がみられ、今後の利益 B の導入の広がりに関する可能性・影響が示唆されます。

³ 「適格国」のリストは、OECD のウェブサイトで公表され、5 年ごとにアップデートされる。

⁴ 利益 B 対象国リストの決定に係る基準は以下のとおり。

a. IF 加盟国の中、「世界銀行グループによる所得水準別国分類」に基づく低・中所得の国・地域(EU、OECD、G20 加盟国を除く)
 b. IF 加盟国の中、OECD、G20 加盟国であるが、a.の基準を充足し、かつ 2024 年 3 月までに IF に対して利益 B を適用する意思を表明した低・中所得国に拡大
 c. IF 非加盟国の中、a.の基準を充足し、かつ IF に対して利益 B を適用する意思を表明した国を追加(但し、IF の要請及び承認が必要)

⁵ アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカが利益 B を適用する意思を表明。

⁶ ただし、一部の国は、OECD または G20 加盟国である低中所得国への(利益 B) 対象国への拡大について、5 年後に政治的コミットメントの再延長に合意する前、または OECD または G20 加盟国である低中所得国が 2025 年末までに利益 A の MLC に署名しない場合には、政治的コミットメントを見直す可能性を示唆。

導入国は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用可能であり、グローバルに事業展開する企業においては、定性的基準など残された論点に関する議論の進展も含め、各国における当該アプローチ導入に関する今後の動向について注視していくとともに、移転価格ポリシーの検証・見直しなど実際の導入を見据えた検討・準備を進めていく必要があるものと考えます。

【以下、ガイダンスの参考訳】

本翻訳はOECDによって作成されたものではなく、OECDの公式翻訳ではありません。

翻訳の品質および原文との一貫性は、翻訳者(PwC税理士法人)がその責任を負うものであり、原文と翻訳との間に不一致がある場合、原文テキストが有効とみなされます。

利益Bに関する包括的枠組みに関する政治的コミットメントの対象地域の定義に関する声明

内容

1.はじめに	4
2.留意点	4
3.利益B対象国の定義	5

1. はじめに

- 基礎的な販売活動に関する簡素化・合理化アプローチを提供する利益B報告書は、2024年2月19日に包括的枠組み(IF)によって承認・公表され、OECD移転価格ガイドライン第4章の付属書として組み込まれた。
- 利益B報告書は、ガイダンスの5.2項および5.3項の意味における適格国の定義など、ガイダンスの未解決の管理面に関するさらなる作業完了前に公表され、その後、2024年4月10日にIFによって承認された。
- 利益B報告書は、利益Bにかかる政治的コミットメントとして、(利益B)対象国のリストについて合意する必要性も認識している。その政治的コミットメントは、国内法及び行政慣行を条件とはするが、IF加盟国は、利益B対象国で利益B対象取引に対して簡素化・合理化アプローチが適用される場合、簡素化・合理化アプローチにより決定された結果を尊重すること、及び関連する二国間で租税条約が締結されている場合、利益B対象取引において簡素化・合理化アプローチにより発生する潜在的な二重課税を排除するためにあらゆる合理的な措置を講じることを政治的に約束(コミットメント)している
- これにより、2025年1月1日からの簡素化・合理化アプローチの実施を促進するために、IFの政治的コミットメントに関する利益B対象国の定義が、最後に残された問題となった。

2. 留意点

- 留意点として、政治的コミットメントの対象が、必ずしもキャパシティの低い国々ではなく、キャパシティが低いとの示唆を避けるため、「(利益B)対象国(Covered jurisdiction)」という中立的な用語を用いている。これは、公約がOECDまたはG20加盟国の特定の低中所得国にまで拡大されたことを受けたものである。これに基づき、また、疑念を避けるために、提案されている利益B対象国の定義は、キャパシティの低さを参照して定義されたものではない。
- この基準には、2024年3月までに利益Bを適用する意思を表明した低・中所得国であるの

OECDまたはG20加盟国への政治的コミットメントの拡大が含まれている。アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカがその意思を表明している。

7. IFの政治的コミットメントの利益B対象国リストに国を追加する場合、IFの承認が必要となる。
8. 利益B対象国リストは5年ごとに見直される。これは、最新の世界銀行の分類に基づき、対象国が低・中所得国に分類されているか否かを再検証する機械的な見直しとなる。IF政治的コミットメントの最初の5年間は、2025年1月1日（利益Bが発効する最も早い日）から2029年12月31日までとする。
9. OECDまたはG20加盟国である低・中所得国への利益B対象国への拡大については、一部の国々は、その拡大について5年後に再延長することに合意する前、またはOECDまたはG20加盟国である利益B対象国が2025年末までに利益AのMLCに署名しない場合は、政治的コミットメントを見直す可能性があることを示唆している。
10. 利益B対象国の定義は、IFの政治的コミットメントの目的にのみ適用される。

3. 利益 B 対象国の定義

11. 利益B対象国リストを決定するための基準は以下の通り：

- a. IF参加国の中、EU、OECD、G20加盟国を除く、世界銀行グループの所得水準別国別分類に基づく低・中所得の国・地域。
- b. IF参加国の中、OECDまたはG20加盟国であるが、aの基準を充足し、かつ2024年3月までにIFに対して利益Bを適用する意思を表明した低・中所得国に拡大。¹²
- c. aの基準を満たし、IFに対して利益Bを適用する意思を表明したIF非加盟国を、対象となる利益B対象国リストに追加³。利益B対象国のリストはOECDのウェブサイトで公表。利益B対象国リストは5年ごとに見直し。⁴⁵
- d. IF参加国は、二国間ベースで、他のIF参加国または非参加国に政治的コミットメントを拡大することが可能。

¹ アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカは、IFに利益 B 適用の意思を表明した。

² OECD または G20 加盟国である低・中所得国への利益 B 対象国への拡大については、一部の国々は、その拡大について 5 年後に再延長することに合意する前、または OECD または G20 加盟国である利益 B 対象国が 2025 年末までに利益 A の MLC に署名しない場合は、政治的コミットメントを見直す可能性があることを示唆している。

³ IF の要請と承認が必要。

⁴ 利益 B 対象国リストに追加されるいかなる国も、IF による承認の対象となる。IF 参加国は、将来的に対象国リストに追加される可能性のあるいかなる国に対しても、政治的コミットメントを拡大しない自由を有する。

⁵ トルコによる注記：租税条約は、包括的枠組みによるこの定義の承認日現在、二国間租税条約が発効している国・地域のみを対象としている。

利益 B に関する包括的枠組みの政治的コミットメントの利益 B 対象国リスト - 2024 年 6 月

- | | | |
|--------------------|----------|------------------------|
| • アルバニア | エジプト | • ナイジェリア |
| • アンゴラ | • エスワティニ | • 北マケドニア |
| • アルゼンチン | • フィジー | • パキスタン |
| • アルメニア | • ガボン | • パプアニューギニア |
| • アゼルバイジャン | • グルジア | • パラグアイ |
| • ベラルーシ | • グレナダ | • ペルー |
| • ベリーズ | • ハイチ | • フィリピン |
| • ベナン | • ホンジュラス | • セントルシア |
| • ボスニア・ヘルツェゴビ
ナ | • ジャマイカ | • セントビンセント・グレ
ナディーン |
| • ボツワナ | • ヨルダン | • サモア |
| • ブラジル | • カザフスタン | • セネガル |
| • ブルキナファソ | • ケニア | • セルビア |
| • カボベルデ | • リベリア | • シエラレオネ |
| • カメルーン | • マレーシア | • 南アフリカ |
| • コンゴ | • モルディブ | • スリランカ |
| • コスタリカ | • モーリタニア | • タイ |
| • コートジボワール | • モーリシャス | • トーゴ |
| • コンゴ民主共和国 | • メキシコ | • チュニジア |
| • ジブチ | • モルドバ | • ウクライナ |
| • ドミニカ | • モンゴル | • ウズベキスタン |
| • ドミニカ共和国 | • モンテネグロ | • ベトナム |
| • | • モロッコ | • ザンビア |
| | • ナミビア | |

利益 B 対象国リストは、利益 B 対象国が簡素化・合理化アプローチを適用する義務がある、あるいは適用する予定であることを意味するものではない。

簡素化・合理化アプローチ第5.2項および第5.3項の意味における適格国の定義に関する声明

内容

1.はじめに	7
2.セクション5.2(営業費用クロスチェック)における適格国の定義	7
3.セクション5.3(データの入手可能性メカニズム)における適格国の定義	10

1. はじめに

- 基礎的な販売活動に関する簡素化・合理化アプローチを提供する利益B報告書は、2024年2月19日に包括的枠組み(IF)によって承認・公表され、OECD移転価格ガイドライン第4章の付属書として組み込まれた。
- 利益B報告書は、ガイダンスの5.2項および5.3項の意味における適格国の定義など、ガイダンスの未解決の管理面に関するさらなる作業完了前に公表された。

2. セクション5.2(営業費用クロスチェック)における適格国の定義

- 簡素化・合理化アプローチの目的上、営業費用クロスチェックは、売上営業利益率が第一の利益水準指標である売上高営業利益率のガードレール(歯止め)として適用される。この仕組みは、標準上限値と代替上限値の適用を規定しており、後者は検証対象企業が適格国に所在する場合に適用される。
- 比較可能性分析によると、営業費用クロスチェックによる調整は、高所得国に比べ、低所得国の販売会社により多く発生する可能性がある。IF加盟国の中には、この結果は不適切かつ不公平であると考える者もいれば、営業費用クロスチェックの運用による経済合理的な結果を反映していると考える者もいる。両者の意見に対応するため、「適格国」が関係する場合には、代替的な、より高い営業費用利益率の上限を適用するという妥協案が成立した。
- 一部のIF加盟国は、営業費用クロスチェックから生じる調整の頻度が高ければ高いほど、ガードレールの設計において営業費用が不公平に使用されることになるという根拠に基づいて妥協案を受け入れたが、他のIF加盟国は、調整の頻度が高ければ高いほど、ガードレールを管理しなければならないキャパシティの低い国々に大きな負担を強いることになるという根拠に基づいて妥協案を受け入れた。これに基づき、「推論しない」という文言が定義に含まれ、これは、ガードレールの設計に代替上限値を含めることで、低所得国の営業費用が高所得国の営業費用と比較して低いため、または、低所得国のキャパシティが高所得国のキャパシティと比較して低いため、低所得国の営業費用クロスチェックが適切に適用されること、(または代替上限値がないと低所得国では不適切に適用されること)を意味すると解釈されるべきではないという考え方を反映している。
- しかし、IFメンバーの両グループは、「適格国」は、キャパシティの低さを基準として定義されるものではないことに同意した。

OECD 移転価格ガイドラインの第 4 章別添のガイダンスの定義のセクションにある既存のプレースホルダーの定義に代わる文章を挿入する:

「第 5.2 項の意味における適格国とは、最新の「世界銀行グループによる所得水準別国別分類」に基づき、世界銀行グループにより低所得、低中所得、高中所得に分類される国・地域を指す。第 5.2 項における適格国のリストは、5 年ごとに OECD のウェブサイトで公表・更新される。本ガイダンスの第 43 項に従い、営業費用クロスチェックの意味において、適格国の代替上限値が含まれること、また、いかなる国がそのリストに含まれる（または除外される）ことから、何も推測や解釈をしてはならない。」

第 5.2 項(営業費用クロスチェック)の意味における適格国リスト - 2024 年 6 月

- アフガニスタン
- アルバニア
- アルジェリア
- アンゴラ
- アルゼンチン
- アルメニア
- アゼルバイジャン
- バングラデシュ
- ベラルーシ
- ベリーズ
- ベナン
- ブータン
- ボリビア
- ボスニア・ヘルツェゴビナ
- ボツワナ
- ブラジル
- ブルガリア
- ブルキナファソ
- ブルンジ
- カボベルデ
- カンボジア
- カメルーン
- 中央アフリカ共和国
- チャド
- 中国
- コロンビア
- コモロ
- コンゴ
- コスタリカ
- コートジボワール
- キューバ
- コンゴ民主共和国
- ジブチ
- ドミニカ
- ドミニカ共和国
- エクアドル
- エジプト
- エルサルバドル
- 赤道ギニア
- エリトリア
- エスワティニ
- エチオピア
- フィジー
- ガボン
- ガンビア
- グルジア
- ガーナ
- グレナダ
- グアテマラ
- ギニア
- ギニアビサウ
- ハイチ
- ホンジュラス
- インド
- インドネシア
- イラク
- ジャマイカ
- ヨルダン
- カザフスタン
- ケニア
- キリバス
- コソボ
- キルギス
- ラオス人民民主共和国
- レバノン
- レソト
- リベリア
- リビア
- マダガスカル
- マラウイ
- マレーシア
- モルディブ
- マリ
- マーシャル諸島
- モーリタニア
- モーリシャス
- メキシコ
- ミクロネシア
- モルドバ
- モンゴル
- モンテネグロ
- モロッコ
- モザンビーク
- ミャンマー
- ナミビア
- ネパール
- ニカラグア
- ニジェール
- ナイジェリア
- 北マケドニア
- パキスタン
- パラオ
- パプアニューギニア
- パラグアイ
- ペルー
- フィリピン
- ルワンダ
- セントルシア
- セントビンセント・グレナディーン
- サモア
- サントメ・プリンシペ
- セネガル
- セルビア
- シエラレオネ
- ソロモン諸島
- ソマリア
- 南アフリカ
- 南スーダン
- スリランカ
- スーダン
- スリナム
- シリア・アラブ共和国
- タジキスタン
- タンザニア
- タイ
- 東ティモール
- トーゴ
- トンガ
- チュニジア
- トルコ
- トルクmenistan
- ツバル
- ウガンダ
- ウクライナ
- ウズベキスタン
- バヌアツ
- ベネズエラ
- ベトナム
- ヨルダン川西岸地区とガザ地区
- イエメン
- ザンビア
- ジンバブエ

対象となる国リストは、対象国が簡素化・合理化されたアプローチを適用する義務がある、あるいは適用する予定であることを意味するものではない。

3. セクション 5.3(データの入手可能性メカニズム)における適格国の定義

7. データ入手可能性メカニズムは、特定の状況において、Pricing Matrixから導かれるリターンの上方修正を規定する。この仕組みは、利益BのPricing Matrixの適切な適用を検証するための特定の検証対象企業の国のデータがグローバル・データセットに存在しないか、不十分である場合に、その国が「高リスク」国であると合理的に考えられる証拠と組み合わされることを意図している。ソブリン信用格付けは、「より高リスク」の国を決定し、この仕組みで適用される調整を定量化するための代理指標として使用される。

OECD 移転価格ガイドライン第 4 章別添のガイダンスの定義のセクションにある既存のプレースホルダーの定義に代わる文章を插入する：

「第 5.3 項の意味における適格国とは、(i)公認の独立信用格付機関から BBB+ (又は同等) 以下の長期ソブリン信用格付が公表されており、かつ、(ii)グローバル・データセットに含まれる比較対象企業が 5 社未満である国をいう。5.3 項における適格国のリストは、将来に向かって確定され、OECD のウェブサイト上で 5 年ごとに公表・更新される。本ガイダンスの第 43 項に従い、適格国のリストに国が含まれること又は除外されることから、簡素化・合理化アプローチの第 5.3 項の仕組みとの関連性以上の推測や解釈をしてはならない。」

¹ EU 加盟国を除く。

² 公認の独立格付け機関による長期ソブリン格付けがない場合、グローバル・データセットにおける比較対象企業が 5 社未満であり、「世界銀行グループの所得水準による国別分類」に基づき、世界銀行グループによって低所得、低中所得、または高中所得に分類されている場合は、適格国とみなされる。

第 5.3 項(データの入手可能性メカニズム)の意味における適格国リスト - 2024 年 6 月

- アフガニスタン
- アルバニア
- アルジェリア
- アンドラ
- アンゴラ
- アルゼンチン
- アルメニア
- アゼルバイジャン
- バーレーン
- バングラデシュ
- バルバドス
- ベラルーシ
- ベリーズ
- ベナン
- ブータン
- ボリビア
- ボツワナ
- ブラジル
- ブルキナファソ
- ブルンジ
- カボベルデ
- カンボジア
- カメルーン
- 中央アフリカ共和国
- チャド
- コモロ
- コンゴ
- クック諸島
- コスタリカ
- コートジボワール
- キューバ
- キュラソー
- コンゴ民主共和国
- ジブチ
- ドミニカ
- ドミニカ共和国
- エクアドル
- エジプト
- エルサルバドル
- 赤道ギニア
- エリトリア
- エスワティニ
- エチオピア
- フィジー
- ガボン
- ガンビア
- グルジア
- ガーナ
- グレナダ
- グアテマラ
- ギニア
- ギニアビサウ
- ハイチ
- ホンジュラス
- インドネシア
- イラク
- ジャマイカ
- ヨルダン
- カザフスタン
- ケニア
- キリバス
- コソボ
- キルギス
- ラオス人民民主共和国
- レバノン
- レソト
- リベリア
- リビア
- マダガスカル
- マラウイ
- マレーシア
- モルディブ
- マリ
- マーシャル諸島
- モーリタニア
- モーリシャス
- メキシコ
- ミクロネシア
- モルドバ
- モンゴル
- モンテネグロ
- モンセラット
- モロッコ
- モザンビーク
- ミャンマー
- ナミビア
- ネパール
- ニカラグア
- ニジェール
- ナイジェリア
- 北マケドニア
- オマーン
- パキスタン
- パラオ
- パナマ
- パプアニューギニア
- パラグアイ
- ペルー
- フィリピン
- ルワンダ
- セントルシア
- セントビンセント・グレナディーン
- サモア
- サンマリノ
- サントメ・プリンシペ
- セネガル
- セーシェル
- シエラレオネ
- ソロモン諸島
- ソマリア
- 南アフリカ
- 南スーダン
- スリランカ
- スーダン
- スリナム
- シリア・アラブ共和国
- タジキスタン
- タンザニア
- 東ティモール
- トーゴ
- トンガ
- トリニダード・トバゴ
- チュニジア
- トルクメニスタン
- タークス・カイコス諸島
- ツバル
- ウガンダ
- ウルグアイ
- ウズベキスタン
- バヌアツ
- ベネズエラ
- ヨルダン川西岸地区とガザ地区
- イエメン
- ザンビア
- ジンバブエ

対象国リストは、対象国が簡素化・合理化されたアプローチを適用する義務がある、あるいは適用する予定であることを意味するものではない。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人 デジタル経済課税対応支援チーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

パートナー
船谷 晃一

パートナー
神保 真人

パートナー
沼尻 雄樹

パートナー
武田 恭世

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.